

第 8 1 2 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 6 年 6 月 1 0 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
2. 閉会の日時 令和 6 年 6 月 1 0 日 (月) 午後 2 時 3 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第一研修室

4. 出席した委員 (番号 1 から 1 4) 及び推進委員 (番号 1 5 から 2 0) の氏名

1	立崎 京子	2	佐々木 和枝	3	宮古 久光
4	川嶋 芳郎	5	古田 武信	6	門上 牧夫
7	種市 廣	8	浦田 秀人	9	浪岡 篤志
1 0	葛巻 広行	1 1	斗米 義一	1 2	新堂 友和
1 3	北澤 邦彦	1 4	千葉 準一	1 5	岩間 勝義
1 6	駒澤 慎	1 7	沼山 英明	1 8	赤沼 成人
1 9	富田 和美	2 0	荒谷 涼香		

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

なし

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

○ 参 与・・・局 長 福田 康治
次 長 山本 誠
係 長 工藤 幸恵

○ 会議書記・・・主 事 赤坂 海渡

7. 議 案

- 【議案第 1 号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
- 【議案第 2 号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
- 【議案第 3 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定について
- 【議案第 4 号】農地転用許可申請に係る意見について
- 【議案第 5 号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
- 【議案第 6 号】令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況について
- 【議案第 7 号】農林関係税制改正要望について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和6年5月31日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第812回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全14名となっておりますので、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、推進委員につきましては、全6名の出席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんにはご多忙のところ、第812回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、何かと新聞紙面などを賑わせてきた「食料・農業・農村基本法」の改正案ですが、先月29日について成立の運びとなり、我が国の農業は大きな転換点を迎えることとなりました。

改正基本法の成立を受け、今後は、生産費の価格転嫁の法制化や、食料安全保障に関わる法案など、来年度以降の予算を見据えて、施策の具体化に向けた議論が一段と活発になっていくこととなりますが、農業委員会の業務に関しても何がしかの影響が確実にあるものと考えております。

当委員会としましては、これら国の制度にまつわる最新の動向の把握に努め、生産者が安心して農業経営を継続できる環境の整備に繋げていきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き当委員会の業務推進に一層ご尽力いただきますよう、よろしく願い申し上げまして、挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長をお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、4番 川嶋 芳郎君、12番 新堂 友和君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

議 長

ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

事務局長

それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに5月10日から6月10日までの主な業務についてご報告いたします。5月10日に、三沢市都市計画審議会の組織会が市役所内で開催されまして、会長が出席されております。

5月13日には市政懇談会が三沢市内、グランヒルつたやで開催され、会長が出席されております。5月14日に、令和6年度三沢市農業再生協議会第一回通常総会が市役所内で開催されまして、こちらに会長と私がしております。

5月17日に県農業委員会事務局長会議が青森市・アスパムでありまして、私が出席しております。

5月29日に、令和6年度全国農業委員会会長大会が都内で開催されまして会長が出席されております。これに併せて夜には、県選出国會議員のお三方、江渡議員・神田議員・滝沢議員への要請活動及び懇親会が、また、翌30日の午前には、参議院議員会館において田名部議員への要請活動が行われております。いずれも上十三地区農業委員会連絡協議会の主催で、会長が参加されております。

5月31日に、令和6年度第1回農業者年金業務農業委員会・農業協同組合担当者会議及び初任者研修会が青森市・アスパムで開催されまして、工藤係長と赤坂主事が出席しております。

6月4日から翌5日にかけて、県農業委員会会長会議・研修会が、青森市・浅虫において開催されまして、こちらは会長が出席されております。

6月6日から翌7日の2日間に渡り、農業委員会職員初任者

研修会が青森市内で開催されまして、こちらに私と赤坂主事が出席しております。

6月6日に、第812回総会の議案検討会を開催しております。6月10日本日、第812回総会の開催の運びとなっております。

次に、5月の事務処理状況についてご報告いたします。まず、3条の届け出は6件で、面積は9,714㎡でした。

次に、3条の3第1項、相続の届出は1件、面積は8,239㎡でした。

次に、転用につきまして、5条の案件が2件、面積は1,935㎡でした。

次に、貸借の解約は11件で、面積は26,979㎡でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

以上、ここまでの合計は20件で、面積46,867㎡となっております。

次に基盤法ですが、まず、利用権設定等促進事業のうち利用権設定が1件、内容は、田で、8,887㎡でした。

また、所有権移転が3件あり、内容はこちらも田で、面積は、15,871㎡でした。これら4件合わせて面積は、24,758㎡となっております。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が21件あり、内訳は、田が203,706㎡、畑が53,643㎡でした。

次に、現地調査につきまして、2件を実施しております。内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、6月11日から7月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

6月14日に、令和6年度農業委員会サポートシステム操作研修会が青森市で開催されます。事務局担当職員が出席する予定です。

6月24日に、県農業会議通常総会が青森市内で開催されます。会長が出席される予定です。

6月26日に、令和6年度第1回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議」が十和田市役所で開催されます。会長と私が出席する予定です。

6月27日に、おいらせ農業協同組合第23回通常総代会がおいらせ農協本所で開催されます。会長が出席される予定とな

っております。

6月28日に、農業者年金記録管理システム研修会が青森市で開催されます。事務局担当職員が出席する予定です。

7月5日に、第813回総会の議案検討会を予定しております。7月10日に、第813回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1から、6ページの番号9まで、同じ賃借人の解約になりますので一括でご説明いたします。こちら、いずれも字庭構の田13筆、面積にして合計で10,829㎡ほどになりますが、借人の変更により、貸借契約を解約するものであります。

続いて6ページをご覧ください。

番号10の字前平の田3筆、面積5,669㎡について、借人の離農により、貸借契約を解約するものであります。

番号11の字淋代平の田4筆、10,481㎡について、売買の手続きへ移行するため、貸借契約を解約するものであります。

続いて7ページをご覧ください。

報告第3号農地の現況調査についてご説明いたします。青森地方法務局十和田支局から照会のあった2件について、転用事実に係る現況調査を行っております。

番号1、字戸崎の畑1筆で、面積は618㎡、六川目団体活動センター（旧六川目小学校）から西へおよそ320mに位置しております。こちらの土地は昭和61年に5条転用済みで、現況は雑種地となっているため非農地として判定されております。

番号2、春日台3丁目の畑1筆で、面積は331㎡、三沢商業高校の西側およそ50mに位置しております。こちらの土地は昭和57年に5条転用済みで、現況は雑種地となっており、非農地として判定したものであります。

以上の2件いずれも、5月30日に門上委員、浦田委員、赤沼委員が調査を行っております。以上が、報告事項でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長 議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは8ページをお開き願います。
議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、淋代平の田1筆、合計1,700㎡を、所有権移転の申請です。価格は〇〇万円/10aで総額は〇〇万円です。場所は淋代の屯所より北西に約1kmにあります。

労働力は役員4名に加え、必要に応じて臨時で雇用を行っています。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認は、千葉委員、葛巻委員、駒澤推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。

番号1から7の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇〇〇君が該当します。審議が終了するまで一時退席願います。

事務局 それでは9ページをお開き願います。
議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、貸借の案件に関してご説明します。

今回の申請のほとんどは、経営所得安定対策事業申請のための認定農業者の作業受託からの切り替え申請となりますので労働力などについての詳細は省略させていただきます。

番号1から7字庭構の田7筆、面積合計5,995㎡を10年間の設定です。場所については塩釜集落より西へ約600mに位置しています。現地確認については、門上委員、赤沼推進委員のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1から7は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。
番号1から7の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇 〇〇君の出席を認めます。

議 長 続いて、番号8、9の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇 〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 番号8字園沢の田1筆、2,639㎡、を5年間の設定です。場所については三沢小学校から東に約200mに位置しています。

番号9字下野の田2筆、面積合計4,930㎡を5年間の設定です。場所については航空科学館から東に約1kmに位置しています。現地確認については、門上委員、浦田委員、赤沼推進委員のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号8、9は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇 〇〇君の出席を認めます。

議 長 続いて、番号10～23の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局

番号10字淋代平の田4筆、面積合計15,911㎡を5年間の設定です。場所については住友化学より東に約300mに位置しています。

番号11字淋代平の田4筆、面積合計11,446㎡を10年間の設定です。場所については市営牧場より東に約500mに位置しています。

番号12字淋代平の田3筆、面積合計11,197㎡を10年間の設定です。場所については住友化学より東に約500mに位置しています。

番号13字上野の田2筆、面積合計4,272㎡を5年間の設定です。場所についてはヤンマーアグリジャパン三沢支店より北東に約470mに位置しています。

番号14字淋代平の田2筆、面積合計4,121㎡を10年間の設定です。場所については淋代の屯所より北西に約420mに位置しています。

番号15から16字淋代平の田4筆、面積合計12,607㎡を5年間と10年間の設定です。場所については淋代の屯所より南西に約1.5キロに位置しています。

番号17字園沢の田1筆、6043㎡を10年間の設定です。場所については三沢第二中学校より南に約470mに位置しています。

番号18から20字淋代平の田6筆、面積合計157,27㎡を10年間の設定です。場所については番号18については市民の森より東に約670mに位置しています。

番号19については住友化学より南東に約680mに位置しています。

番号20については住友化学より東へ1.5キロに位置しています。

番号21谷地頭2丁目の畑3筆、及び字早稲田の田3筆、面積合計11524㎡を10年間の設定です。場所については谷地頭2丁目の畑については道の駅みさわより南西に約600mに位置しています。字早稲田の田についてはおいらせ農協北部事業所より西に約1キロに位置しています。

番号22字淋代平の田3筆、面積合計3,980㎡を10年間の設定です。

番号23字北山の田2筆、面積合計4,296㎡を10年間の設定です。現地確認については、いずれも門上委員、浦田委員、赤沼推進委員のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号10から23は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇 〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 番号1、字庭構の畑1筆、面積2,057㎡を10年間の賃貸借権設定です。借受人は、市内在住の認定農業者で、周辺でも露地野菜を作付けしています。場所は富崎1丁目から東に約300mに位置しています。貸借による周辺農地等への影響はないと考えられます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。番号1の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇 〇〇君の出席を認めます。

議 長 続いて、番号2から5の審議に入ります。事務局より説明願います。

議 長 番号2、字庭構の畑合計3筆、面積合計4,398㎡を10年間の賃貸借権設定です。借受人は市内在住の認定農業者で、周辺でも露地野菜を作付けしています。

場所はそれぞれ、富崎1丁目から東に約300m、塩釜4丁目から西に約430m²に位置しています。

番号3、南山1丁目の田合計2筆、面積合計2,816m²を、10年間の賃貸借権設定です。

借受人は市内在住の認定農業者で、淋代平、園沢などでも露地野菜を作付けしています。場所は、三沢小学校から南西に約200mに位置しています。

番号4、根井2丁目の畑1筆、面積4,000m²を10年間の賃貸借権設定です。

借受人は市内在住の農業者で、淋代平、早稲田方面でも農地を所有、借り受けて露地野菜を作付けしています。

場所は、資源開発三沢工場リサイクルセンターから北に約1.2kmに位置しています。

番号5、宇戸崎の畑1筆、面積12,272m²を10年間の賃貸借権設定です。

借受人は市内在住の農業者で、淋代平、早稲田方面でも農地を所有、借り受けて露地野菜を作付けしています。場所は、プライフーズ農場から南に550mに位置しています。現地確認については、浦田委員、門上委員、赤沼推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号2から5は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に議案第4号農地転用許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは20ページをお開きください。

議案第4号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。今回は4条転用、1件の申請であります。議案第4号資料と合わせてご覧ください。

番号1番、対象となる土地は、下久保2丁目の畑、1筆の1,663m²です。場所は、すずき小児科クリニックより北西へ200m²に位置し、都市計画の用途地域内で第一種中高層住宅専用地域に指定されており、周辺は、住宅が建ち並ぶ地域であります。

転用目的は、宅地でアパート建築となります。アパートは3棟建築で、3棟の建築面積は632.06㎡で、敷地面積に占める建物の割合が約38%となり基準である20%以上をクリアするため問題ありません。農地区分は、第3種農地であり、原則許可できる場所です。事業費は、総額〇億〇〇万円で、全額銀行からの融資となります。周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内で浸透処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、門上委員・浦田委員・赤沼推進委員により、完了しております。以上であります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定し、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは21ページをお開きください。

議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第5号資料でご確認ください。今回の件数は20件です。

番号1から20、字猫又の田20筆、所有者は記載のとおり。面積合計38,383㎡です。

所在は市役所から約2.5km西に位置しており、以前より非農地判定を行っている猫又の北側、一帯はそれぞれ山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

現地確認についてはいずれも門上委員、浦田委員、赤沼推進委員同行のもと完了しております。以上20筆、面積合計38,383㎡につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に議案第6号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

議案第6号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について説明いたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第37条及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されており、前年度の活動に対する自らの点検・評価と、今年度の目標とその達成に向けた活動計画を取りまとめて、市のホームページ等にて公表することとなっています。

「令和6年度最適化活動の目標の設定」につきましては、3月の総会にて、ご審議いただきましたので、今総会では、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、ご審議願います。

それでは説明いたします。

議案第6号資料と合わせてご覧ください。

令和5年度の最適化活動の目標に対する実績の点検・評価となります。

I「農業委員会の状況」について

左側のページは令和5年4月1日時点の「農業委員会の現在の体制」と「農家・農地等の概要」となります。

右側のページは「最適化活動の実施状況」であります。

1 最適化活動の成果目標については

(1) 農地の集積の③実績では、今年度末の集積面積の累計は2,168haとなり、集積率は57.8%となりました。

点検結果として、「担い手の高齢化や後継者がいないことで離農及び規模縮小する農家が増えたためであります。その下、

(2) 遊休農地の発生防止・解消ですが、これについては、農地パトロール及び農政課で実施している田の現地確認の結果を基に集計した結果、1号遊休農地の程度の軽いもの(緑区分)については、17ha存在しました。程度の重い1号遊休

農地（黄区分）は40haであり、1号遊休農地面積は、57haとなります。

③の実績ですが。緑区分の解消面積は、7.8haでありました。

(2) 新規参入の促の③の実績は、新規参入経営体数は1件で取得農地面積は0.5haでありました。

2最適化活動の活動目標であります。目標月8日で設定しましたが、ここには記載されておりませんが、5年度の活動日数平均は、5.3日となっております。

(2) 活動強化月間の設定については、目標通り、8月～2月にかけて、農地パトロールを実施し、「遊休農地解消に向け指導を行った。

(3) 新規参入相談会への参加ですが、1回、新規就農での農地取得面談を開催しました。

目標の達成状況については、目標に対して期待どおりの結果となりました。最後に事務の実施状況となっております。

以上が実施状況ということで公表となりますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〇〇委員 報告3号について、転用許可を受けているのに地目が雑種地というのは違反転用になるのではないかと。

事務局 雑種地にはなっているが、実際には小さい小屋が建っている。また、税務課の評価で雑種地となっている。

〇〇委員 転用した時点で宅地になるのではないかと。

事務局 宅地申請にはなるが、本人が法務局で手続きをしていない。

議長 他に質疑ございませんか。

〇〇委員 未相続の土地がいくつあるか。また、遊休化しやすいため何か対策が必要ではないかと。

事務局 時間はかかるが調べます。事務局としては、遊休農地調査アンケートの際に、手紙で案内をしている。

〇〇委員 未相続の土地を調べるなら県外の人もではないか。所有者が県外の方で管理できていない土地が多い。

事務局 未相続の土地については、本人が亡くなった場合は把握できるが、県外に出ると把握が難しい。先ほどのアンケートは県外にも出している。

議 長 他に質疑ございませんか。

〇〇委員 相続放棄地について、お金を払っていない人がいるが放棄すれば関係ないのか。

事務局 相続した際に一切関わらない、と回答されていても、事務局としては相続放棄をしているか分からない。

〇〇委員 放棄すれば国のものになるのか。

事務局 国が所有するのにもお金を払う必要がある。

議 長 相続放棄については、改めて調べて報告してもらうことにする。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に議案第7号農林関係税制改正要望についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは24ページをお開き願います。
議案第7号農林関係税制改正要望についてご説明します。
前回総会終了後のアンケートにて要望の多かったものを議案といたしました。
軽油引取税の課税免除特例措置については、例年期間ごとの期限延長が求められるところではありますが、軽油については、農業生産を行う上で必要不可欠な生産資材であることから軽油

引取税の課税免除の特例措置を講じることにより、農業者の生産コストの負担を軽減し、その安定性を図る目的があると考えます。

しかし、その軽油の価格は近年増加傾向であることからこの特例措置は、生産コストの削減に取り組む農業者にとって重要な役割を果たしており今後も必要な措置であることから軽油引取税の課税免除特例措置の恒久化を青森県農業会議に提出するものです。以上です。

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第812回総会を閉会いたします。
皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 夕番 川嶋 芳郎

議事録署名者 12番 齋藤 友和